



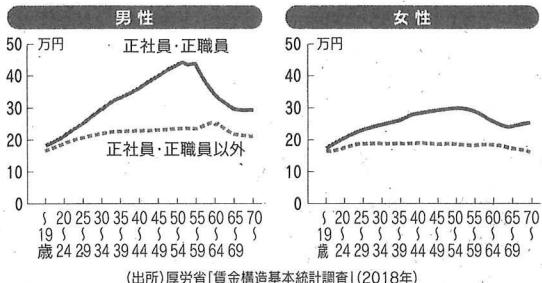
おおうち・しんや
63年生まれ。東京大法卒、同大博士（法学）。専門は労働法、技術革新と労働政策

同一労働同一賃金の課題(下)

大内伸哉 神戸大学教授

趣旨も義務内容も不明確

1 正社員と非正社員の賃金格差は大きい



2 社外研修などの「OFF-JT(オフJT)」も非正社員は受けにくい



(出所)厚労省「能力開発基本調査」(2018年度)

か、格差をつけた場合は常に均衡のとれたものにせよといふ趣旨のものが明確でない。政府がどちらの立場かは必ずしもはつきりしないが、不合理な格差を無効として介入姿勢をとることは明確に記してある。法律で理念を明記し、具體的にどうすべきかを行政指針で明確にし、違反があれば裁判所が無効とするというの是一見完璧なシステムだ。だがこのルールを先行して適用した労働契約法の現状をみると、このシステムの欠陥も明らかだ。肝心の義務内容を明確にし

法律が不完全なうな趣旨の明瞭な
正社員にだけ上場する
とは不思議だ
基金統一賞与
例文が特殊な
他の事情や
どのよさな場
なるのがはつ
行政は指針を定
性の内容が
いるが、不帰
と会理でな
例を不思議だ
きれてしない
素として挙げ
の内容「人材
と内容が特定

理性的判断要因は「職務活用の範囲」で「できない」「そこには不合理とありしない。出し、不合理化に努めて理である場合に場合の典型があ。」
作業手当のよ
確な手当を非
又給しないこ
示せても、
退職金など

複数の趣向の格差による事後的な検討が、企業が合意で会合を開く場合、要請する明確度による裁判所による能性は残念として交渉下さい。(この明確性は、著しくとする旨を示す)といふのが、政府が持つ

自分が混在する資金等についても、不合理性を示せないでいる。一方労働者側との話し合いに至り、法が混在する場合の不合理性の基準が示された。そのため、後から裁判課題を解決するに至った解釈をとることによって、無効とされるべきではない。これは安心感をもたらすことはできたが、ただだけに裁判所に介入を想定していくと、いつかは法理的な格差のみを無効化する結果にならざるを得ない。されど、強いために法的効力を持つことはできなかった。

なると考え
第2の問題題
確かに日本
自由な市場
米国よりも
立場で市場
してきただ
し日本の労
んでいる欧
きだという
が各国固有の
関連して形
態を軽視す
注目され
8年に發表
東大教授。
教授（脣書
だ。正社員

貢又大天 9 実に法べ進が視のる。日本型的は、若長期的なう、企業よう育成この시스正社員はどこでもな働き方用と賃金を享受し正社員はいもの生き方を享正社員、も一長

雇用システムの確立による人材確保、雇用を保障したうえで長く貢献できる人材の確保、非正社員化への対応など、さまざまな課題に対する取り組みが実施されています。

格差のはざめが、だそのうえで、正社員の待遇は、ある雇用者に、遅延だ。雇いの金額を、そ検討する。今後も、むと、無化され、いた非正社員は、正社員と、される。活用して、創造力で急速に、の今ま

ト・イン・ボ・。労使合意でも裁判所が無効とする可能性。
。社員間格差は日本型雇用システムに起因
。生活困窮者支援や雇用流動化など王道を

与する」といっては、格差は正への強い意を示したいからだろう。」
「一労働同一賃金」といふ
かりやすい名称を付し、
さらに歐州では一般的に
用される原則だと強調す

た適・わ同思の
社員の格
ステムの
いう認識
だ。不合
構造的な
るもので
的な解決

差が日本型雇用構造に起因する特徴を持つことが、物理的な格差の禁物ではないので、相手につながらない

用シ
ると
必要は
正は
根本
入れ
い。
が極め
年期にさ
まれな
業人生
の道が決
にもつま
正社員は

良好な教育機
い影響はそ
にも及び、工
遠くなり、金
ながる。低
か増えること